資料 1-1

北海道地方における流域治水のあり方検討会

設置趣旨

IPCC 第 6 次報告書では、2011 年～2020 年の世界の平均気温は、工業化以前（1850 年～1900 年）と比べ 1.09℃高く、地球温暖化の進行に伴い、大雨はほとんどの地域でより強く、より頻繁になる可能性が非常に高いことが示されている。

近年、線状降水帯の発生等により、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 28 年北海道豪雨、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨等、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が頻発し、甚大な被害が毎年のように発生している。平成 30 年 7 月豪雨では、気象庁が「地球温暖化による気温の長期的な上昇傾向とともに大気中の水蒸気量も長期的に増加傾向であることが寄与していたと考えられる」と個別災害について初めて地球温暖化の影響に言及する等、地球温暖化に伴う気候変動が既に顕在化している現状にある。

このような中、全道各地で甚大な被害が生じた平成 28 年の台風災害を契機に、北海道開発局・北海道が共同で気候変動に関する検討会を設置し、これまで、気候予測アンサンブルデータを活用し、気候変動を踏まえた当面の治水適応策の考え方をとりまとめるなど、全国に先駆けた取組を実施してきた。

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」への転換が進められる一方で、歴史的な背景や食糧供給基地の役割を担うことから、北海道は他地域と異なる土地利用の特徴を有しており、引き続き生産空間の価値を高める必要がある。

本検討会は、平成 28 年の台風災害を契機に北海道開発局と北海道が共同で設置した検討会での検討を踏まえ、さらに先駆的な検討を進め、北海道の気候、土地利用状況、文化などを踏まえた北海道地方における流域治水のあり方について検討することを目的として「北海道地方における流域治水のあり方検討会」設置するものである。